

大島政教議員、金子広和議員、笹本英輔議員に対し、反省と謝罪
を求める問責決議

今回、議案第 37 号に対し、大島議員、金子議員、笹本議員を提出者とする修正動議が提出された。大島議員の提案趣旨説明では提案に至る理由や立場が表明されたが、その説明の中で事実にそぐわない点、存在しない法令を根拠として趣旨が述べられているなど、その内容については過去、狭山市議会で前例を見ないような不十分、かつ不見識と言わざるをえないものであったため、その後、議会運営委員会の協議を経て、最初の提案趣旨説明の取り消しが行われた。

しかしながら、この間にわたっての、修正動議提出段階での準備不足、それに伴う数時間にわたる空転、議会で指摘がなされた以降の 3 名の議員の行動は市民に対して、説明のできるものではない。まさに前代未聞の事態と言えるものであり、このようなことは市民の代表である議員として資質が大いに問われるものである。また、この間、議会をあげて議会活性化、議会の権能の強化に取り組んできたが、このような各議員の努力も無にするものである。

議会は議論の府であり、それぞれの立場を表明することは大いに求められるところである。しかしながら、今回の事態は議論以前の問題であり、今回の出来事により、失われた議会の信頼や権威の低下について、3 名の議員が負うべき責任は誠に大きいと言わざるをえない。

よって、大島議員、金子議員、笹本議員に対し、反省と謝罪を強く求めるものである。

平成 24 年 4 月 19 日

狭 山 市 議 会